

平成29年度新潟県高校奨学生募集要項

1 趣旨

教育の機会均等を図るため、特に人物・学力ともに優秀であって、経済的理由により高校において修学が困難と認められる者に対し、奨学生を貸与して在学中勉学に専念するとのできるよう援助を与えることを目的とする。

2 申込資格

県内に居住する者の子弟で、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程及び高等専門学校（以下「高等学校等」という。）に在学し、下記の（1）～（3）のいずれにも該当し、経済的理由により高等学校等での修学が困難な者であること。

※ なお、再入学又は編入学をした者が、以前に在学した高等学校等で、日本育英会・日本学生支援機構又は新潟県奨学生の貸与を受けていた場合の貸与月数の上限は、以下のとおりとする。

$$\text{貸与可能月数} = \text{在学する高等学校等の最短修業年限の月数} - \text{以前貸与を受けた月数}$$

（1）成績要件

ア 第一次選考

高等専門学校を除く高等学校等の生徒で、以下の基準を満たす者を対象とする。

（ア）1年生

中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校中学部における3年間の学習成績の評定を、全履修科目について平均した値が3.0以上（5段階評価）である者。

（イ）2、3年生

高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は専修学校高等課程における申込時までの学習成績の評定を、全履修科目について平均した値が3.0以上（5段階評価）である者。

イ 第二次選考

高等学校等の生徒が対象で、成績は問わないが、第一次選考に比べてより所得状況を勘案する。

（2）所得要件

本人の保護者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合には後見人）の1年間の認定所得金額が、収入基準額以下であること。（5ページ以降の「高校奨学生所得要件」を参照）

（3）日本学生支援機構の第一種奨学生（無利子）の貸与を受けていない者。

3 採用予定人数（U・Iターン促進支援枠 含む）

全体で380人程度 一次選考：270人程度、二次選考：110人程度

4 奨学生の貸与月額

国 公 立		私 立	
自 宅	自 宅 外	自 宅	自 宅 外
18,000 円	23,000 円	30,000 円	35,000 円

5 貸与の始期及び終期

平成29年4月分からその者の在学する高等学校等の最短修業年限の終期まで。

6 提出する書類（提出した書類は返却しないので注意すること。）

※ やむを得ず必要書類が申込期間内に添付できないときは、「奨学生貸与申込書」を先行して提出すること。（必要書類取得後に追加で提出すること。）

（1）奨学生貸与申込書（P7～8）

（2）奨学生推薦調査（全て高等学校等で記入）

※ 中学校の成績については、出身中学校へ照会すること。

（3）収入等に関する証明書（父及び母の両方について必要）

ア 必ず必要な書類

（ア）市町村役場発行の平成28年市町村民税課税証明書（全部事項証明等）

（平成27年1月～12月分の所得を証明するもの。父・母ともに無職無収入であっても提出すること）

（イ）平成28年分の源泉徴収票の写し（給与所得者）又は平成28年分の確定申告書の控えの写し若しくは最新の市町村民税申告書の写し（自営業者等）

※ 兼業農家等で、給与収入と事業収入のある場合、上記（イ）は両方提出すること。

イ 世帯の状況により必要な書類

（ア）年金受給者の場合は、その額が分かる書類（年金の源泉徴収票、支払通知書等）

（イ）雇用保険受給者（予定者含む。）は雇用保険受給資格証の写し

（4）誓約書（P15）

記入の際は、記入上の注意をよく確認し、記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、その上に訂正印を押印してから余白に記入すること。なお、修正ペン・修正テープ等は使用しないこと。

（5）印鑑登録証明書

上記「誓約書」に記載の連帯保証人、保証人の印鑑登録証明書を各1通添付すること。

（6）振込口座登録申込書（P17）

生徒本人名義の口座を記入したもの。口座番号等の記入誤りがあると奨学生の貸与ができなくなるので、提出する前によく確認すること。

7 申込期間

平成29年5月1日（月）から平成29年5月31日（水）まで（当日消印有効）

※ 上記申込期限は新潟県教育委員会への期限とする。学校への申込期限は各学校に問い合わせること。

■ 校内メナード ■

5/29(月) 16:00まで (2階)
希望者は 5/25ごろまでに教務室奨学生係まで
とりに来る。 (考査中(5/8~20)は13:30まで)
準備する書類があるので、希望者はなるべく早く
申し出てください。

教室掲示